

65歳以上の方の介護保険料のお知らせ

65歳以上の方の介護保険料は、毎年4月1日現在の被保険者本人と世帯員の、その年の市民税の課税状況等により、7月に年額が確定します。（下表参照）このため、年額の保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりです。

□特別徴収（年金天引き）

4月から翌年2月までの偶数の月に、2か月分相当額を徴収します。

4月・6月・8月分は、平成22年2月分と同額を暫定で差し引きします。10月分以降で1年間分の調整を行います。

□普通徴収（納付書・口座振替）

4月から翌年3月まで、毎月徴収します。

4月から7月分までは、その年の4月1日の世帯状況と、前年度の市町村民税の課税状況等により算定した保険料を、暫定的に納付することになります。

8月分以降で1年間分の調整を行います。

送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成22年度の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

○4月2日以降に65歳になる方

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付する納付書または口座振替により毎月納付してください。

年金からの天引きが開始されるのは、65歳になった時からおおむね6か月後となります。

○口座振替が便利です

手続きは、納入通知書に同封している申込書に必要事項を記入して、ポストに投函するだけです。

○介護保険料の減免

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収を猶予したり、減免等の制度があります。

また、保険料段階が第3段階の方を対象とした減免制度もあります。

こちらの申請は、7月下旬から受付けます。市の介護保険窓口か、佐賀中部広域連合で申請してください。

■平成22年度 65歳以上の方の段階別介護保険料額

保険料の段階	被保険者の所得区分	算式	保険料
第1段階	生活保護を受給している方。または世帯全員の市民税が非課税で、老齢福祉年金を受給している方	基準額 × 0.5	月額 2,146円 (年額 25,752円)
第2段階	世帯全員の市民税が非課税で、前年の合計所得金額 + 前年の課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.5	月額 2,146円 (年額 25,752円)
第3段階	世帯全員の市民税が非課税で、第2段階に該当しない方	基準額 × 0.75	月額 3,219円 (年額 38,628円)
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されている場合で、本人の市民税が非課税で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額が80万円以下の方 ※通知書等での表示は、特例第4段階となります	基準額 × 0.91	月額 3,906円 (年額 46,872円)
	世帯の誰かに市民税が課税されている場合で、本人の市民税が非課税で、上記以外の方 ※通知書等での表示は、第4段階となります	基準額	月額 4,292円 (年額 51,504円)
第5段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.16	月額 4,979円 (年額 59,748円)
第6段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25	月額 5,365円 (年額 64,380円)
第7段階	本人に市民税が課税されていて、前年の合計所得金額が200万円以上の方	基準額 × 1.5	月額 6,438円 (年額 77,256円)

■問い合わせ

佐賀中部広域連合

多久市 高齢・障害者福祉係

☎ 40-1135
☎ 75-4823